

1. 令和6年（2024年）3月26日午前11時
豊中市教育委員会会議を第二庁舎3階大会議室に招集する。

2. 本日の出席委員等

教	育	長	岩	元	義	継						
教	育	長	職	務	代	理	者	山	野	佳	世	子
委	員	赤	尾	勝	己							
委	員	松	本	裕	美							
委	員	堀	田	博	史							
委	員	黒	田	久	美	子						

3. 本日の議事日程

- | | |
|-------------|--|
| 第1 | 議事録署名委員の指名について |
| 第2 | 前回議事録の承認について |
| 第3 | 教育長等の報告について |
| 第4（報告第3号） | 専決処分の報告について |
| 第5（報告第4号） | 専決処分の報告について |
| 第6（議案第9号） | 令和6年度（2024年度）教育行政方針の策定について |
| 第7（議案第10号） | 豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の設定について |
| 第8（議案第11号） | 豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定について |
| 第9（議案第12号） | 豊中市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の設定について |
| 第10（議案第13号） | 教育長による臨時代理について |
| 第11（議案第14号） | 公民分館の設置及び解散について |
| 第12（議案第15号） | 公民分館長の委嘱について |
| 第13（議案第16号） | 教育表彰受賞者の決定について |
| 第14（議案第17号） | 職員の身分取扱いについて |
| 第15（議案第18号） | 職員の身分取扱いについて |
| 第16（議案第19号） | 職員の更新発令について |

- 第 17 (報告第 5 号) 専決処分の報告について
- 第 18 (報告第 6 号) 専決処分の報告について
- 第 19 (報告第 7 号) 専決処分の報告について
- 第 20 (議案第 20 号) 公民分館長の委嘱について
- 第 21 (議案第 21 号) 公民分館長の解嘱について

4. 本日の出席事務局職員

事務局 長	長 坂	吉 忠
教育政策 監	中 尾	栄 一
理 事	藤 原	二 郎
次長兼教育総務課長	田 上	淳 也
次長兼社会教育課長	北 村	宣 雄
次長兼学校給食課長	勝 井	隆 文
次長兼教職員課長	森 山	幸 雄
参 事	堤	昌 子
教育総務課長補佐	松 村	有
教育総務課長補佐	佐 加	康 彦
学務保健課長	中 積	崇
学校施設管理課長	桑 田	篤 志
社会教育課主幹	久 住	浩 一
読書振興課長	須 藤	有 美
読書振興課主幹	佐 野	健 二
読書振興課主幹	西 口	光 夫
読書振興課主幹	山 根	雄 一
豊中市教育センター所長	森 真	理 子
学校教育課長	田 中	克 嘉
児童生徒課長	井 上	倫 子
学び育ち支援課長	松 本	光 真
学び育ち支援課主幹	津 田	晋
中央公民館長	弘 中	伸 明
庄内公民館長	橋 本	慶

5. 本日の書記

教育総務課総務係長	南	幸 太
教育総務課主査	外 園	博 人

— 議 事 —

岩元教育長

ただいまから教育委員会会議を開催します。

まず、本日の会議の進行について、委員のみなさまにお諮りします。

会議時間の短縮のため、本日の会議の進行については、議事日程の朗読や議案等の朗読は省略したいと思いますがお異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは、本日の会議の進行につきましては、議事日程の朗読や議案の朗読は省略させていただきます。

会議の成立要件をご報告ください。

南書記

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第14条第3項の規定により、教育長及び在任委員の過半数が出席されておりますので、本日の会議は有効に成立していることを報告いたします。

岩元教育長

本日の議事日程については、議案書の1ページに記載のとおりです。

堀田委員

動議を提出いたします。

日程第4及び日程第12から日程第16までの6案件につきましては、人事行政の公正かつ適切な執行の確保とプライバシー保護を要する案件であることから、秘密会で審議することの動議を提出いたします。

また、このことに伴いまして、議事運営を効率的に行うため、日程第4の案件につきましては、日程第13の案件のあとに行うよう議事順序の変更動議を提出いたします。

岩元教育長

ただいま、日程第4及び日程第12から日程第16までの6案件について、秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、日程第4の案件につきましては、日程第13の案件のあとに行うよう議事順序の変更動議が提出されましたが、この件についてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第4及び日程第12から16までの6案件について秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、変更動議のとおり議事順序を変更することを決定いたします。

岩元教育長

日程第1・議事録署名委員の指名につきましては、今回はと山野委員と赤尾委員にお願いをします。

日程第2・前回議事録の承認につきましては、既に会議録を委員の皆様方に配布をしております。また、署名委員のご署名をいただいておりますので、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、前回議事録の承認につきまして、原案のとおり承認することにいたします。

つづきまして、日程第3・「教育長等の報告について」を議題といたします。

事務局より報告させます。

長坂事務局長

私から2点報告させていただきます。

先ずは小中義務教育学校の卒業式についてです。

中学校及び義務教育学校は、3月15日金曜日に、小学校は18日月曜日に、卒業式を執り行いました。

今年度、卒業を迎えたのは、小学校6年生3,645名、中学校3年生3,210名、義務教育学校9年生121名となっており、また、第四中学校夜間学級におきましては、2名の生徒が卒業をいたしました。

各小・中・義務教育学校の卒業生の皆さんには、学校生活の思い出や保護者、先生方、地域の方々への感謝、未来への希望を胸に、新たなステージへと羽ばたいていただきますことを願っております。

2点目は、感染症についてです。

新型コロナウイルス感染症の市内における定点あたりの報告数は、2月22日から28日の週に記録した7.36をピークに3月4日から3月10日の週に3.29まで下降しており、インフルエンザ流行状況についても、市内における定点あたりの患者数について、3月4日から3月10日の週において、7.36となり、2月5日から11日の週に記録した17.43をピークに下降傾向であり、注意報レベルとなる10を下回る状況で推移しております。

なお、新型コロナウイルス、インフルエンザによる学級休業は、先月の教育委員会会議以降、小学校28校、中学校7校の合計35校で、学年休業は2校となっており、3学期における感染症が起因する学校休業の割合は、インフルエンザ82%、新型コロナウイルスが17%、胃腸炎が1%となっております。

岩元教育長

ただいまの報告について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、日程第3・「教育長等の報告について」を終了いたします。

つづきまして、日程第5・報告第4号・「専決処分の報告について」を議題といたします。

内容の説明をお願いします。

田上次長

報告第4号「専決処分の報告」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の5ページから8ページまでをご覧ください。

本来であれば、令和6年度豊中市一般会計補正予算見積要求につきまして、教育委員会会議の場でご審議いただきますところ、教育委員会会議を招集する時間的余裕がないことが明らかであったことから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第25条第1項及び教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第3項の規定により、教育長が臨時に代理しましたので、ご報告申し上げます。

7ページのほうをご覧ください。

「第1表 歳入歳出予算補正」、歳出でございますが、「教育費」、「教育総務費」につきまして、740万1千円の補正でございます。

詳細につきましては、8ページの2. 歳出の表のほうをご覧ください。

「児童生徒支援費」につきまして、補正額、740万1千円、財源は、全額一般財源でございます。

これは、障害児介助員の配置にあたり、主に臨時会計年度任用職員を募集しておりましたが、17人分の欠員が見込まれるため、派遣委託を行うこととし、当初予算の人件費分を差引きし、委託料を増額するものでございます。

ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

特にないようですので、日程第5・報告第4号・「専決処分の報告について」、原案のとおり承認することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第4・報告第4号・「専決処分の報告について」、原案のとおり承認することにいたします。

つづきまして、日程第6・議案第9号・「令和6年度(2024年度)教育行政方針の策定について」を議題といたします。

内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第9号 令和6年度教育行政方針の策定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の10ページから43ページまでをご覧ください。

本件は、令和3年3月に策定しました「第2期豊中市教育振興計画」におきまして、計画の推進に向けた取組みとして、年度ごとに「教育行政方針」を策定し推進する、としておりましたものを具体化するものであり、毎年度策定するものでございます。

全体の構成でございますが、議案書の12ページのほうをご覧ください。

まず、ページ冒頭に「第2期豊中市教育振興計画」に基づく方針であることを明らかにした上で、令和6年度における重点課題として「子ども一人ひとりに最適な学びの提供」をはじめ6点の取り組みのほうを挙げております。

次に、16ページの「【基本方向1】保育や幼児教育の充実を進めます」以降に、「第2期豊中市教育振興計画」における「6つの基本方向」と「22の施策」に対応する形で、令和6年度の新規事業や拡充事業、さらには主要な取組み内容を中心に記載させていただきます。

また、主に基本方向ごとに、本文の後に指標を掲載しております。これは、令和6年度の取組みを進めるにあたって、取組みの成果をはかるための「指標」を設定し、直近の実績及び目標数値を掲げることにより、「第2期豊中市教育振興計画」の着実な推進をはかるものでございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

特にないようですので、日程第6・議案第9号・「令和6年度（2024年度）教育行政方針の策定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第6・議案第9号・「令和6年度（2024年度）教育行政方針の策定について」、原案のとおり決定することにいたします。

つづきまして、日程第7・議案第10号・「豊中市放課後こどもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の設定について」を議題といたします。内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第10号・豊中市放課後子どもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の設定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の44ページから45ページまでをご覧ください。

本件は、放課後子どもクラブにおきまして、令和6年度より休日開設を実施するにあたり、会費の納付方法等、所要の規定の改正を行うものでございます。

なお、施行日は、令和6年4月1日でございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

特にないようですので、日程第7・議案第10号・「豊中市放課後子どもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第7・議案第10号・「豊中市放課後子どもクラブ会費の徴収に関する条例施行規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにいたします。

つづきまして、日程第8・議案第11号・「豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定について」を議題といたします。

内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第11号 豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の46ページから47ページまでをご覧ください。

本件は、業務の整理に伴い、学務保健課、学校給食課及び学び育ち支援課においてそれぞれ事務分掌を改正するため、提案するものでございます。

なお、施行日は令和6年4月1日でございます。

以上、ご審議の上、ご承認を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

特にないようですので、日程第8・議案第11号・「豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第8・議案第11号・「豊中市教育委員会事務局事務分掌規則の一部を改正する規則の設定について」、原案のとおり決定することにいたします。

つづきまして、日程第9・議案第12号・「豊中市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の設定について」を議題といたします。

内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第12号・豊中市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の設定につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の48ページから49ページまでをご覧願います。

本件は、教育委員会会議の議事録の署名に関する規定を改正するため、提案するものでございます。

なお、施行日は、公布の日からとしております。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

堀田委員

49ページの現行と改正後を見ると、承認という文言がなくなっており、次の会議までの時間的な関係で改正されたと思うのですが、署名委員の承認は得ていても、全体の承認はその場では得られていないのではないかと思います。他自治体の表記を参考にしたということで、全体の承認も含まれているということになると思うのですが、承認という文言を省いていいのかどうか、いかがなものでしょうか。

田上次長

ご指摘のとおり、他自治体の条文を参考にしており、署名はいただいても、承認という言葉は余り使われておりませんでしたので、習ってそのようにいたしました。

事前に、ご説明申し上げましたが、承認は必ず受けるものとして、今までどおりさせていただこうと思っており、臨時会のときのみ、どうしても議事録を作成するまでの期間がないということがありますので、ご了承いただければと思っております。

堀田委員

承認する意味合いが含まれているのであればいいのですが、現行と改正後と比較した場合、文言がないと承認することも省くと誤解を招くのではないかと感じました。

松本委員

お願いすることはほとんどないと思うのですが、議事録を送っていただいて、自分の発言内容が少し違うというようなときに、修正をお願いすることはできるのでしょうか。

田上次長

議事録の確認をさせていただく際に、違った発言内容であればご指摘いただければ、修正いたします。

山野委員

私は、実際に修正していただいたことがあります。

赤尾委員

実は私も堀田委員と同じ意見で、やはり承認という文言は残すべきではないかと思
います。

岩元教育長

事務局の説明では、議事録を作成するまでの期間がないということが課題になって
いると思いますので、法文上いいのかどうかわかりませんが、条文の次の会議におい
てという文言のみ削除し、堀田委員と赤尾委員のご指摘を受けて、承認という文言を
残す形で改正案を検討するというので、よろしいでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

それでは、申し訳ありませんが、条文については、私にご一任いただければと思
いますので、よろしくお願いいたします。

つづきまして、日程第10・議案第13号・「教育長による臨時代理について」を
議題といたします。

内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第13号「教育長による臨時代理につきまして」、内容のご説明を申し上げま
す。

議案書の50ページから52ページまでをご覧ください。

本件は、令和6年4月1日以降の豊中市学校運営協議会規則第8条第2項の規定に
基づき行われる学校運営協議会委員の委嘱又は任命に関して「教育長に対する事務の
委任等に関する規則第2条第2項」の規定により、教育長が臨時に代理できるよう、
ご提案するものでございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等ございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

特にないようですので、日程第10・議案第13号・「教育長による臨時代理について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第10・議案第13号・「教育長による臨時代理について」、原案のとおり決定することにいたします。

つづきまして、日程第11号・議案第14号・「公民分館の設置及び解散について」を議題といたします。

内容の説明をお願いします。

田上次長

議案第14号「公民分館の設置及び解散」につきまして、内容のご説明を申し上げます。

議案書の53ページから67ページまでをご覧願います。

本件は、令和5年4月の庄内さくら学園開校に伴い、同校の開校前から庄内公民分館、野田公民分館、島田公民分館の3分館の役員等で組織する庄内さくら学園公民分館設立準備委員会におきまして、新たな公民分館の設置と3公民分館の解散について検討が行われてまいりましたが、この度、要望書等の必要な書類の提出があり、公民館条例に基づき、公民館運営審議会に諮問しましたところ、庄内さくら公民分館の設置と庄内、野田、島田の3つの公民分館の解散につきまして適当と認める旨の答申が出されましたので、令和6年4月1日付での庄内さくら公民分館の設置と、令和6年3月31日付での庄内、野田、島田の各公民分館の解散につきまして、ご提案するものでございます。

以上、ご審議の上、ご承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。

岩元教育長

ただいまの説明について、ご質問、ご意見等はございますでしょうか。

(ありませんの声あり)

岩元教育長

特にないようですので、日程第11号・議案第14号・「公民分館の設置及び解散について」、原案のとおり決定することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第11・議案第14号・「公民分館の設置及び解散について」、原案のとおり決定することにいたします。

(事務局より追加議案の配布)

岩元教育長

ただいま、お手元に追加議案を配布いたしました。

報告第5号、報告第6号及び報告第7号として「専決処分の報告について」、議案第20号として「公民分館長の委嘱について」、議案第21号として「公民分館長の解嘱について」を日程に追加し、議題としたいと思いますがご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第17・報告第5号、日程第18・報告第6号、日程第19号・報告第7号として「専決処分の報告について」、日程第20・議案第20号として「公民分館長の委嘱について」、日程第21・議案第21号として「公民分館長の解嘱について」の5案件を議題に追加したいと思います。

黒田委員

動議を提出いたします。

ただいま追加となりました、日程第17から日程第21までの5案件につきましては、人事行政の公正かつ適切な執行の確保とプライバシー保護を要する案件であることから、秘密会で審議することの同期を提出いたします。

また、このことに伴いまして、議事運営を効率的に行うため、この後、日程第1

2・日程第20・日程第21・日程第13・日程第4・日程第14・日程第15・日程第17・日程第16・日程第18・日程第19の順に行うように議事順序の変更動議を提出いたします。

岩元教育長

ただいま、日程第17から日程第21までの5案件について、秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、この後、日程第12・日程第20・日程第21・日程第13・日程第4・日程第14・日程第15・日程第17・日程第16・日程第18・日程第19の順に行うよう議事順序の変更動議が提出されましたが、この件についてご異議ございませんでしょうか。

(異議なしの声あり)

岩元教育長

ご異議ございませんので、日程第17から日程第21までの5案件について、秘密会で審議すること、また、議事運営を効率的に行うため、変更動議のとおり議事順序を変更することを決定いたします。

以上で、公開の会議は終わりました。